

「これからの篤志面接活動の在り方に関する検討会」の提言について

在り方検討会は、拘禁刑導入後の矯正処遇体制の変化を十分承知していない篤志面接委員の不安を解消するとともに、今後も変わらぬ協力関係の下で教育指導の充実を図っていただくことを願って、下記の内容を検討会として、法務省矯正局長及び篤志面接委員に対する提言（依頼）として提出いたしました。

記

- 1 刑事施設の篤志面接委員は、拘禁刑の創設に伴って現場施設における矯正処遇の体制や職員組織がどのように変化していくのか承知していないため、不安や疑問を抱いている。そこで、令和7年度に入ってからできるだけ早期に、各刑事施設の篤志面接委員協議会（呼称は各施設で異なるが、以下では「施設篤志面接委員協議会」という。）の総会や研究会の機会を利用して、これらの概要に関して説明していただきたい。同時に、その際、拘禁刑の導入に伴って篤志面接委員に新たなニーズがある場合には、施設篤志面接委員協議会に対して協力のための協議を申し出るよう指導願いたい。

また、少年院においても、可能な限り同様の説明の機会を設けていただきたい。

- 2 刑事施設においては、今後ますます矯正処遇の一層の充実化を図る観点から指導スタッフの確保が求められる状況にあると思われるが、その際には篤志面接委員を始めとする民間協力者の活用を一層検討願いたく、施設篤志面接委員協議会に対しても委員の協力が得られるかどうか相談していただきたい。

また、現在の委員からの協力が困難である場合、新たに協力の可能な候補者がいないかどうかについても相談していただきたい（委員の数は減少傾向にあるため、新たに委嘱しても直ちに予算上の支障はないと考えられる。）。

- 3 施設篤志面接委員協議会から、個別の相談面接の機会の増加に関して提案があった場合は、実現の可否について真摯に検討をお願いしたい。
- 4 少年院におけるカリキュラムの見直しにより、情操教育を追加して実施する時間的余裕が生じた場合には、施設に実情に応じて教養・趣味の指導を行う篤志面接委員の協力が得られるかどうか検討していただきたい。

（参考）

（篤志面接委員に対して）

- 1 刑事施設における拘禁刑の創設に伴って、矯正処遇の体制や職員組織が変わり、受刑者一人一人の特性に応じたきめ細かな処遇が実施される予定であるこ

とから、篤志面接委員も面接指導技術の一層の向上を目指す必要がある。このため、研修への積極的な参加等により、一層の研鑽に努められたい。

- 2 施設から施設篤志面接委員協議会に対して新たな協力依頼の申し出がなされた場合には、積極的に応じる方向で検討するとともに、現在の委員による協力が困難であっても、新たな委員候補者の確保を含めて真摯に対応願いたい。